

# 控訴状

令和7年2月3日

東京高等裁判所 御中

控訴人 池田剛士

控訴人 中西京子



茨城県水戸市河和田町4951-8

控訴人

池田剛士

控訴人

中西京子

東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人

国

同代表者法務大臣

鈴木馨祐

同指定代理人

望月亮一

同

千田幸司

同

八十島歩

同

本城大地

国家賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 ..... 金6500円

ちょう用印紙額 ..... 金1500円

上記当事者間の水戸地方裁判所民事第1部 令和5年(ワ)第534号 国家賠

償請求事件について、令和7年1月21日言い渡された下記判決は、不服である

から控訴をする。

### 第1 原判決の表示

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 第2 控訴の趣旨

原判決を取り消す。

- 1 被控訴人は、控訴人らに対し、金6500円を支払え。
- 2 訴訟費用は、第一審、第二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求めます。

### 第3 控訴の理由

おって控訴理由書を提出する。

以上